

# 国際交流ボランティア利用要領

## 1 目的

財団法人新潟県国際交流協会（以下「協会」という。）は、県民参加による幅広い国際交流活動を促進し、県民と外国人の相互理解・交流を深めるために、協会に登録した国際交流ボランティアに対し、協会事業への協力を依頼するほか、国、地方公共団体、民間国際交流団体（以下「団体等」という。）に適宜その紹介を行うこととする。

## 2 利用区分と内容

利用することができる国際交流ボランティアの区分及び内容は次のとおりとする。

- (1) 通訳・翻訳ボランティア  
協会、団体等が実施する行事などにおける、通訳案内又は文書の翻訳に関する協力。
- (2) アースサポーター（イベント運営ボランティア）  
協会、団体等が実施する行事における、運営・実施に関する協力。

## 3 紹介依頼者の要件等

登録者の紹介を協会に依頼できる者は、次のいずれかに該当する者とし、紹介依頼できる事業は、原則として県内で開催される国際交流事業で、ボランティアが対応可能な内容であるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) その他協会事務局長が特に必要と認める者

## 4 紹介依頼の方法

- (1) 紹介依頼者は、紹介申込書（別記様式第1号）により、原則として事業開始日の1ヵ月前までに、協会にボランティアの紹介を依頼するものとする。
- (2) 協会は、依頼内容を審査の上、適当と認めた場合は、依頼条件を満たす登録者に、電子メール又は葉書等により協力の可否について照会するものとする。
- (3) 協会は、照会に対して協力が可能である旨を申し出た登録者の中から、協力者を選定し、紹介依頼者に通知するものとする。
- (4) 紹介依頼者及び前項の協力者は、詳しい依頼条件について十分話し合った上で、それぞれ自己責任において依頼及び協力の可否を正式に決定するものとする。協会は、協力が不可能な場合は、速やかに紹介依頼者に通知するものとする。

## 5 紹介の条件

- (1) 紹介依頼者は、ボランティア活動が原則無報酬の活動であることに鑑み、無理な協力を強いないよう配慮しなければならない。
- (2) 紹介依頼者及び協力決定者は、ボランティア活動期間中に万一事故が発生した場合、当事者間の責任において、双方誠意をもって解決に当たるものとする。

- (3) 緊急又は不測の事態等で協力決定者が活動不可能となった場合、協会はその責任を負わない。
- (4) 日程・活動内容等、詳細についての連絡は、紹介依頼者の責任において行うものとする。

## 6 保険の加入

協力決定のあった登録者は、ボランティア活動保険に加入するものとする。(協会が経費を負担し、手続きを行う。)ただし、紹介依頼者から報酬が支払われる等、ボランティア活動と見なされない場合は、加入しないことがある。

## 7 事後報告

紹介依頼者は、事業終了後、1週間以内に事業実施報告書(別記様式第2号)を協会に提出するものとする。

## 8 報酬及び費用の負担

- (1) 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。
- (2) 活動に要する材料費等は、紹介依頼者が負担するものとする。ただし、ボランティア活動に要する交通費の支給は、紹介依頼者の判断による。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については協会事務局長が別に定める。

## 附則

この要領は、平成22年7月12日から適用する。